

# 兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第18号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
○ 行財政運営審議会規則の一部を改正する規則（新行政課）	4

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

地方税法等の一部改正により、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ◎行財政運営審議会規則の一部を改正する規則（規則第11号）

行財政の運営に関する条例の一部改正に伴い、行財政運営審議会の名称を改める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第10号

#### 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第1号中「法人」の右に「並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加える。

様式第24号中

「

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ④⑤	
外国の法人税額等の控除額 ④⑥	
仮装経理に基づく控除額 ④⑦	
差引法人税割額 ④③-④④-④⑤-④⑥-④⑦ ④⑧	
既に納付の確定した法人税割額 ④⑨	

租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	⑤⑩	
再差引法人税割額 ④⑧-④⑨-⑤⑩	⑤⑪	
均等割額	⑤⑫	
既に納付の確定した均等割額	⑤⑬	
差引均等割額 ⑤⑫-⑤⑬	⑤⑭	
県民税の合計額 ⑤⑪+⑤⑭	⑤⑮	
⑤⑮のうち仮装経理に基づく過大 申告の更正による税額	⑤⑯	
⑤⑮のうち租税条約の実施に 係る更正による税額	⑤⑰	
差引県民税の合計額 ⑤⑮-⑤⑯-⑤⑰	⑤⑱	年度

を  
「

税額控除超過額相当額の加算金	④⑤	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	④⑥	
外国の法人税額等の控除額	④⑦	
仮装経理に基づく控除額	④⑧	
差引法人税割額 ④③-④④+④⑤-④⑥-④⑦-④⑧	④⑨	
既に納付の確定した法人税割額	⑤⑰	
租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	⑤⑱	
再差引法人税割額 ④⑨-⑤⑰-⑤⑱	⑤⑲	
均等割額	⑤⑳	
既に納付の確定した均等割額	⑤㉑	

差引均等割額 ⑤③-⑤④	⑤⑤	
県民税の合計額 ⑤②+⑤⑤	⑤⑥	
⑤⑥のうち仮装経理に基づく過大 申告の更正による税額	⑤⑦	
⑤⑥のうち租税条約の実施に 係る更正による税額	⑤⑧	
差引県民税の合計額 ⑤⑥-⑤⑦-⑤⑧	⑤⑨	年度

に改める。

様式第24号の2中

「

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は 個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑥⑦	
外国の法人税額等の控除額	⑥⑧	
仮装経理に基づく控除額	⑥⑨	
差引法人税割額 ⑥⑤-⑥⑥-⑥⑦-⑥⑧-⑥⑨	⑥⑩	
既に納付の確定した法人税割額	⑥⑪	
租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	⑥⑫	
再差引法人税割額 ⑥⑩-⑥⑪-⑥⑫	⑥⑬	
均等割額	⑥⑭	
既に納付の確定した均等割額	⑥⑮	
差引均等割額 ⑥⑭-⑥⑮	⑥⑯	
県民税の合計額 ⑥⑬+⑥⑯	⑥⑰	
⑥⑰のうち仮装経理に基づく過大申 告の更正による税額	⑥⑱	
⑥⑰のうち租税条約の実施に係る更 正による税額	⑥⑲	
差引県民税の合計額 ⑥⑰-⑥⑱-⑥⑲	⑦⑰	年度

を

「

税額控除超過額相当額の加算額	⑤7	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑤8	
外国の法人税額等の控除額	⑤9	
仮装経理に基づく控除額	⑥0	
差引法人税割額 ⑤5 - ⑤6 + ⑤7 - ⑤8 - ⑤9 - ⑥0	⑥1	
既に納付の確定した法人税割額	⑥2	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑥3	
再差引法人税割額 ⑥1 - ⑥2 - ⑥3	⑥4	
均等割額	⑥5	
既に納付の確定した均等割額	⑥6	
差引均等割額 ⑥5 - ⑥6	⑥7	
県民税の合計額 ⑥4 + ⑥7	⑥8	
⑥8のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	⑥9	
⑥8のうち租税条約の実施に係る更正による税額	⑦0	
差引県民税の合計額 ⑥8 - ⑥9 - ⑦0	⑦1	年度

」

に改める。

様式第36号2ページの部及び4ページの部、様式第41号1ページの部並びに様式第42号2ページの部中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の兵庫県税条例施行規則様式第24号、様式第24号の2、様式第36号、様式第41号及び様式第42号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の兵庫県税条例施行規則様式第24号、様式第24号の2、様式第36号、様式第41号及び様式第42号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。



行財政運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第11号

行財政運営審議会規則の一部を改正する規則

行財政運営審議会規則（平成31年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県政改革審議会規則

第1条中「行財政の運営に関する条例」を「県政改革の推進に関する条例」に、「行財政運営審議会」を「県政改革審議会」に改める。

附則第2項中「平成41年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成37年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「平成41年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。